

設置の趣旨等を記載した書類 添付資料目次

資料 1 ナノ生命科学専攻の概念図	4 2
資料 2 カリキュラムマップ	4 3
資料 3 国立大学法人金沢大学職員修業規則	4 5
資料 4 入学から修了までのスケジュール	5 6
資料 5 履修モデル	5 7
資料 6 金沢大学研究活動不正行為等防止規程	5 9
資料 7 研究室（自習室）の見取図	7 0

あくなき探求心と人・科学・社会に貢献する高い志を持ち、世界最先端のSPM(走査型プローブ顕微鏡)技術を用い、ナノレベルでの原子・分子の動態計測及び動的挙動制御を生命・物質科学分野に展開し、未踏ナノ領域を切り拓くための次に掲げる研究人材を養成する。

- (1) 高性能走査型プローブ顕微鏡等の革新的ナノ動態計測技術の研究開発に取り組む人材
- (2) 最先端の動態計測技術をナノレベルの生命現象の解明に向けた研究に展開できる人材

## アカデミアを中心に多様なセクターで学者として活躍

- ・国内外の高等教育機関・研究機関の研究職
- ・バイオ・メディカル分野等を中心とした民間企業等の研究職

養成する  
人材像

## 社会的背景

### 第5期科学技術基本計画

Society5.0 の実現へ向けた11のシステムの一つとして「統合型材料開発システム」を特定、素材・ナノテクノロジーは「新たな価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術」

「基礎科学力の強化に向けて（議論のまとめ）」（2017年4月、文科省・基礎科学力の強化に関するタスクフォース）や、「科学技術改革タスクフォース報告」（2018年8月、文科省・科学技術改革タスクフォース）等の政策動向とも連動

人類は、ナノレベルで現象を理解し、制御することのできない  
未踏ナノ領域を開拓することで科学技術を発展させてきた

2000年代初頭  
材料・デバイス分野

2000年代後半  
バイオサイエンス分野

**Next Era**  
生命科学分野  
人類全体の目指す  
世界的科学技術課題

光学顕微鏡・電子顕微鏡・蛍光顕微鏡等の、  
物質や細胞等あらゆる対象のナノスケールの構造や  
動的挙動を精確に観察する「顕微鏡技術」が  
基盤となり、その都度科学に不連続な知の飛躍がもたらされた

Next Eraとして医学・薬学の分野を含む生命科学分野へ開拓領域を  
展開することが必然の流れであり、人類全体の目指す世界的科学技術課題

クライオ電子顕微鏡技術開発に  
対しノーベル化学賞授与(2016)

## 金沢大学の先鋭性

金沢大学は20年にわたり、SPM（走査型プローブ顕微鏡）による世界トップレベルの研究を推進



2017年WPI（世界トップレベル  
研究拠点プログラム）採択

### ナノ計測学

原子・分子分解能計測、液中での直接計測、絶縁体を含む幅広い材料、  
非染色・非破壊計測等、通常の顕微鏡技術では不可能な、  
まだ誰もみたことのないナノ現象を直接観察・理解する、世界最高のSPM技術

### 数理計算科学

ナノ計測で得られた実験  
結果から原子・分子レベル  
の動態を知るためのマルチ  
スケールシミュレーションを  
可能とする

### 革新的ナノ計測技術

### ナノプローブ生命科学

### 超分子化学

高度な制御性を持つ分子  
複合体を設計・合成できる

### 生命科学

我が国の国立大学附置研究所で  
唯一「がん研究」に特化している  
「がん進展制御研究所」  
で大きな実績がある

人体の基本構成単位である細胞の内外で生じるナノ動態を直接観察、  
分析、操作するための革新的技術を創出。生命の誕生、疾患、老化等  
あらゆる生命現象：生命科学分野における未踏ナノ領域を開拓。

物質・細胞の新たな可視化技術の登場は知の不連続的革新をもたらす。金沢大学の高速AFMを中心とする物質・分子・細胞の  
動的構造・物性・原理の解明は、知の創出・進化に貢献 → AFM/SPM研究の世界拠点として未踏ナノ領域で活躍する人材育成に貢献

物理・化学・生物・薬学・医学といった既存の学問分野の枠組みを超えた究極の科学戦略：今日の「ナノテクノロジー」として知られる分野の根幹

# ナノ生命科学専攻カリキュラムマップ

修了要件：2年以上在学し、30単位（博士論文研究基礎力審査の場合は32単位）以上を修得した上で、  
博士論文研究基礎力審査に合格、または、修士論文もしくは課題研究の審査及び最終試験に合格すること。

## ディプロマ・ポリシーの 到達目標

ナノ生命科学に関する全方位的な研究を行いうための基礎力

自身の研究分野と他分野を融合させた研究計画を立案する能力

未踏の学際領域や新たな分野に積極的に関与する意欲と能力

基盤的な研究分野に係るプレゼンテーション力・コミュニケーション力・文書作成能力

博士前期課程

カリキュラム・ポリシー		授業科目	
ナノ 生命 科学 基盤 科目	基幹教育科目 2単位以上 履修	科学史・科学哲学 研究者倫理 実践的データ分析・統計概論 (3科目設置)	
	基礎 5単位履修	ナノSI基礎 ナノ計測工学基礎ほか (5科目設置)	
	専門 6単位以上履修	ナノ計測制御基礎論A ナノ生物物理学 高分子材料合成化学 ヒューマン分子生物学1 ほか (12科目設置)	
	スキル科目 1単位以上履修	博士研究スキル養成 博士論文スキル養成 (2科目設置)	
	プロジェクト科目 5単位以上履修	融合研究プロジェクト実習 萌芽的融合研究実習 ほか (4科目設置)	
	研究推進科目 6又は10単位履修	創造的学際演習Ⅰ ナノ生命科学修士研究 ナノ生命科学博士研究調査 ほか (5科目設置)	

## 融合研究 プロジェクト実習

- ナノ生命科学研究所において実施されている融合研究に関する様々なプロジェクトに、学生自身が参加を希望するプロジェクトを選択し、参画する
- 研究プロジェクトへの参画を通じて、最先端の研究プロジェクトの現場を体験することにより、研究の場で他者とコミュニケーションを取り方を学ぶ
- WPI拠点としての研究内容に密接にリンクさせ、学生自身が世界トップレベルの研究にコミットしている環境を作り出す。

## 博士論文研究基礎力審査 (QE)

- 学生が専攻する分野を中心とした専門的知識を問う筆記試験
- 博士研究論文研究で取り組む課題設定と研究計画の立案・発表に対する試問

## ディプロマ・ポリシーの 到達目標

修了要件：3年以上（優秀な学生は1年以上）在学し、20単位以上を修得した上で、  
博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

博士後期課程

ナノ生命科学について自身の探求心・興味・関心に基づき全方位的に研究を実施できる能力

自身の研究分野と他分野を融合させ研究を完遂する能力

未踏の学際領域や新たな分野を開拓する能力

最先鋭の研究に係るプレゼンテーション力・多言語コミュニケーション力・論文作成能力

カリキュラム・ポリシー	授業科目	
ナノ生命科学研究者として全方位的な研究を行うために必要な視点を強固にするための基幹展開科目を設ける。	基幹展開科目 <b>3単位以上履修</b>	研究者として自立するために 学際ナノ生命科学概論 ナノ生命科学特論 (3科目設置)
新たな領域の研究に挑戦するために必要な最新の知見等を学ぶ深淵レベルのナノ生命科学革新科目をもうける。	ナノ生命科学革新科目 <b>4単位以上履修</b>	ナノ計測工学特論 錯体機能化学探求 分子細胞生物学 SPMシミュレーション特論 ほか (11科目設置)
最先端の研究者として必須となる実践的な研究技能を身に付けるための高度スキル科目を設ける。	高度スキル科目 <b>1単位履修</b>	博士実践スキル養成
分野融合研究や学内外での先鋭的な研究に参画し、国内外の研究者とコミュニケーションしながら、真理を探求する姿勢を身に付け、研究者としての実践を積むための高度プロジェクト科目を設ける。	高度プロジェクト科目 <b>2単位以上履修</b>	萌芽的先鋭研究実習 研究留学A 学外高度研究プロジェクト実習 ほか (6科目設置)
自身の研究分野に関する課題を解決し、研究完遂能力・プレゼンテーション力を涵養する高度研究推進科目を設ける。	高度研究推進科目 <b>10単位履修</b>	先鋭的学際演習 ナノ生命科学博士研究論文 ほか (4科目設置)

博士実践スキル養成

- 科学コミュニケーションと社会発信、プロジェクトマネジメントに関するスキルを修得する

### 萌芽的先鋭研究実習

- 担当教員の指導の下で学外からの共同研究の依頼にメンバーの一員として対応する
- 研究対象のとらえ方や、将来の共同研究への展開も見据えた研究ネットワークを構築の一助とする

### 研究留学

- 海外の学外研究機関で研究活動を行うことを必須とする（配属機関、実施期間等は学生の研究課題や受け入れ先の事情等を踏まえ個別に決定する）。
- 派遣先は、WPIサテライト拠点等を想定。（例）  
University of British Columbia  
Imperial College London

# 【資料3】

○国立大学法人金沢大学職員就業規則

(平成16年4月1日規則第4号)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、金沢大学(以下「本学」という。)の自主・自律的な運営を旨として職員の人事、労働条件、服務等について定め、もって本学における学術研究、教育、医療及び大学経営の諸活動が秩序をもって、闊達に展開されることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「職員」とは、試験又は選考により採用された者をいい、日給又は時間給で雇用された職員を除く。

2 この規則において「教育職員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。),助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び外国人研究員の職にある者をいう。

3 任期を付して雇用する職員について、別段の定めを置くときは、それによる。

### (適用範囲)

第3条 この規則は、前条の職員を適用対象とする。

## 第2章 人事

### 第1節 教育職員の人事

第4条 教育職員の人事に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、国立大学法人金沢大学教育職員人事規程による。

### 第2節 採用

#### (職員の採用)

第5条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員採用規程に定める。

#### (労働条件の通知)

第6条 学長は、職員の採用に際して、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項
- (6) 退職及び解雇に関する事項

#### (試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から次の各号に定める試用期間(外国人研究員を除く。)を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。

- (1) 教育職員 6か月
- (2) 教育職員以外の職員 3か月

2 試用期間中又は試用期間満了時に職員として不適格と学長が認めたときは、解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

### 第3節 昇任・降任

#### (昇任)

第8条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、職員の勤務成績等に基づいて行う。

#### (降任)

第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任することがある。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) その他必要な適格性を欠く場合

#### 第4節 人事異動

##### (配置換)

第10条 職員は、業務上の都合により職場の異動又は職務の変更等の配置換を命ぜられることがある。

- 2 前項の配置換は、原則として発令日の7日前までに内示し、本人事情等を十分勘案して実施する。  
(出向)

第11条 学長は、業務上必要な場合、職員に対して他の国立大学法人等において、一定の期間、勤務させることができる。

- 2 出向する職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に出向先に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に出向先に赴任できないときは、出向先の承認を得なければならぬ。  
(1) 住居移転を伴わない赴任の場合 発令日  
(2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

- 3 職員の出向について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員出向規程に定める。

#### 第5節 休職

##### (休職)

第12条 職員(試用期間中の職員を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とする。

- (1) 傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超える場合  
(2) 刑事事件に関し起訴された場合  
(3) 他の国立大学法人等に出向する場合  
(4) 学校、研究所、病院その他本学が指定する公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合  
(5) 科学技術に関する、国(独立行政法人を含む。以下同じ。)と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合  
(6) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。), 顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができない場合  
(7) 日本が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合  
(8) 労働組合業務に専従する場合  
(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合  
(10) その他特別の事由により休職にすることが適當と認められる場合

- 2 前項第4号から第10号の休職は、職員(第9号の場合はその家族)の申出により行うものとする。

- 3 第1項第1号に定める病気休暇の期間は、職員の事情等を考慮し、特に必要があると認める場合は延長することがある。

- 4 国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受けた場合に、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する期間が6か月を超える場合は、休職することができる。

##### (休職期間)

第13条 休職の期間は、休職事由に応じて別表第1に定める期間の範囲内とする。

- 2 前条第1項第1号の規定により休職となった職員が、第15条の規定により復職し、復職可能となった日から起算して1年に達するまでの間に、当該休職の原因となった傷病と同一若しくは類似の傷病(産業医が同一又は類似の傷病と認めるものに限る。)又は同一若しくは類似の傷病に起因すると認められる傷病(産業医が同一又は類似の傷病に起因すると認めるものに限る。)(以下「同一傷病」という。)により再度休職するときは、当該傷病に係る休職の期間は通算するものとする。

- 3 前項に規定する「1年」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。

- (1) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてAの指導区分の決定を受けた期間及びBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間

(2) 第59条による休暇及び第50条から第52条による休日等により、連続30日以上の勤務実績がない期間

(3) 前条第1項第1号（同一傷病によるものを除く。）から第10号までの規定による休職期間  
(休職中の給与等)

第14条 休職中の給与、在職期間調整等については、第12条第1項各号の事由に応じて別表第1及び国立大学法人金沢大学職員給与規程の定めるところによる。

2 休職者は、職員としての身分を保有し、職員として遵守すべき事項を守らなければならない。  
(復職)

第15条 学長は、休職期間が満了するまでの間に休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命じる。この場合において、病気を理由とした休職については、職員が復職を申し出て、産業医が休職事由の消滅を認めた場合に限るものとする。

2 前項の場合において、学長は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

#### 第6節 退職及び解雇

(退職)

第16条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職となり、職員としての身分を失う。

(1) 自己都合により期日を定めて退職を申し出た場合

(2) 定年に達した場合

(3) 期間を定めて雇用されている場合は、その期間が満了したとき。

(4) 休職期間が満了した後も、休職事由がなお消滅しない場合

(5) 死亡した場合

2 職員は、自己都合により退職する場合は、退職予定日の30日前までに、学長に退職届を提出しなければならない。やむを得ない事由により30日前までに退職届を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

3 職員は、退職届を提出しても、退職するまでは、職務に従事しなければならない。  
(定年)

第17条 職員は、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

2 定年は、年齢60年とする。ただし、教育職員(校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)は、年齢65年とする。

3 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した職員については、前2項の規定を適用する。

(特例による定年の延長)

第18条 学長は、定年に達した職員(教育職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。),助教及び助手を除く。)の職務の遂行上の特別の事情がある場合で、かつ、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、当該職員の意向を尊重の上、1年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、当初の定年退職日から3年を超えない範囲で更新することができる。  
(再雇用)

第19条 定年退職者又は定年延長後退職した者が再雇用を希望するときは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条の規定に基づき、選考により雇用期間を定め採用することがある。

2 前項の規定による雇用期間の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

3 非常勤職員としての再雇用を希望する者は、国立大学法人金沢大学非常勤職員採用規程の定めるところによる。

(解雇)

第20条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障がある場合、又はこれに堪えられない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

- (4) 試用期間中の者について、職員として不適格と認めた場合
  - (5) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (6) 業務上の災害により、職場復帰できない場合で、傷病補償年金の給付を受けるに至り、療養開始3年以上を経過した場合
  - (7) その他前各号に準ずる事由が生じた場合
- 2 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が困難となった場合には、解雇する。  
(解雇制限)

第21条 次の各号のいずれかに該当する期間及び事由では解雇しない。ただし、労働基準法(以下「労基法」という。)第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
  - (2) 産前産後の女性職員が、その特別休暇の期間及びその後30日間
- (解雇予告)

第22条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄労働基準監督署の認定を受けて第72条第2項第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

2 予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。

3 次に該当する者は、前二項の規定は適用しない。

- (1) 2か月以内の期間を定めて雇用する者
  - (2) 試用期間中の者で14日以内の者
- (退職後の守秘義務)

第23条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第24条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

### 第3章 服務

#### 第1節 職員の責務・遵守事項

(職員の責務)

第25条 職員は、職務上の責任を自覚して、勤務中は職務に専念し、本学がなすべき責を有する職務を誠実に遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

2 役職者は、職員がその能力を十分に発揮して本学の教育・研究・医療等に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めなければならない。

(遵守事項)

第26条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。
- (2) 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- (4) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集しないこと。
- (5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。
- (6) 本学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒その他の秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。
- (7) 学長の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品等の売買を行わないこと。  
(倫理)

第27条 職員の倫理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメント防止)

第28条 セクシュアルハラスメント等の防止等に関する措置は、国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針による。

## 第2節 兼業

(兼業の許可)

第29条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、報酬を得て本学以外の法人又は団体の役職員の職を兼ねること、及び営利事業を営むことはできない。

2 無報酬であっても営利事業の役員を兼ねる場合は、同様とする。

(時間内兼業)

第30条 学長は、職員の本務と密接な関係があり、社会貢献上有益と判断される場合は、本学が委託された業務を遂行するため、職員をその勤務時間中に他の事業主の下で委託業務に従事させることがある。

2 職員が当該業務に従事したことに対する報酬は、本学に帰属するものとし、従事した職員に対してはその一定割合を手当、研究費等として還元する。

(時間外兼業)

第31条 学長は、本学の事業と競合することなく、かつ本務に支障がない場合は、職員が勤務時間外に本学以外の法人又は団体の役職員として業務に従事することを認める。

2 前項の業務に従事する場合における勤務時間の割振り変更の手続等は、申請者自らの負担において行うものとする。

(規程への委任)

第32条 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員兼業規程に定める。

## 第4章 給与

### 第1節 給与

(給与の種類)

第33条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、診療待機手当、管理職特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給)

第34条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当は、その月の月額の全額が原則として毎月17日に、特殊勤務手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、診療待機手当及び管理職特別勤務手当は、その月の分が原則として翌月17日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、原則として6月30日及び12月10日とする。

3 前2項における支給日が、休業日等に当たる場合については、別に定める。

(給与の決定)

第35条 本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬として、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

(本給表の種類)

第36条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職本給表(一)(二)

(2) 教育職本給表(一)(二)(三)

(3) 医療職本給表(一)(二)

2 各本給表の適用範囲は、別に定める。

3 本給表において定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準等については、別に定める。

(初任給)

第37条 新たに採用された職員の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮して決定する。

(昇給)

第38条 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績（教育職本給表（一）の適用を受ける者にあっては、原則として直近の教員評価の結果）に応じて、行うものとする。

(特別の場合の昇給)

第39条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、別に定めるところにより昇給させることがある。

(昇給の時期)

第40条 前条に定めるものを除き、昇給の時期は、毎年1月1日とする。

(給与の一部控除)

第41条 労基法第24条第1項ただし書に定める労使協定が締結された事業場においては、給与の一部を控除して支給する。

(規程への委任)

第42条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員給与規程に定める。

第2節 退職手当

(退職手当の支給)

第43条 職員が退職し、又は解雇された場合は、職員の勤続年数、退職事由及び解雇事由に応じて、退職手当を支給する。

2 勤続年数が6か月末満の職員及び第19条に基づき再雇用された職員には退職手当は支給しない。

(退職手当の減額・不支給)

第44条 職員が懲戒解雇された場合は、退職手当は支給しない。ただし、勤続年数が長期に及ぶ職員については、その懲戒事由によっては減額支給する場合がある。

(規程への委任)

第45条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員退職手当規程に定める。

第5章 勤務時間、休日・休暇、休業等

第1節 勤務時間

(1週間の勤務時間)

第46条 勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

(勤務時間の割振り)

第47条 勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。

(始業、終業)

第48条 始業時刻及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分 終業時刻 午後5時00分

(2) 始業時刻 午前9時30分 終業時刻 午後6時00分

2 前項に定める始業時刻及び終業時刻は、勤務条件の特殊性、季節的事情等により変更することがある。

3 職員は、育児・介護等の家族的事情により第1項に定める始業時刻及び終業時刻の変更を請求することができる。

4 勤務を要する日に、通常の勤務場所を離れて勤務する場合で、勤務時間を算定したいときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(休憩)

第49条 休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の時間帯に勤務する者 正午から午後0時45分まで

(2) 前条第1項第2号の時間帯に勤務する者 午後1時15分から午後2時00分まで

2 業務のため必要なときは、休憩時間の時間帯を変更することがある。

(休日)

第50条 次の各号に掲げる日は、休日とし、勤務時間を割り振らない日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日にに関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号の休日は除く。)

(休日の振替)

第51条 休日とされた日において、職員に、業務の都合上勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を行う日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を行う日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を休日として割り振ることがある。

- 2 前項によるもののほか、当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務命令日に割り振ることがある。  
(代休日)

第52条 職員に休日に勤務することを命じ、前条第1項の規定による振替を行うことができない場合には、事後に当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することがある。

(専門業務型裁量労働制)

第53条 労基法第38条の3の規定に基づく協定が締結された場合、教育職員(附属学校に勤務する者を除く。)のうち主として研究に従事する者は、労使協定に基づき、職務の遂行の手段及び労働時間の配分等を本人の裁量により行うことができる。

- 2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、みなし労働時間など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、金沢大学学則第22条に規定する研究域長及び附属病院長については、これを適用しない。

(フレックスタイム制勤務)

第54条 労基法第32条の3の規定に基づく協定が締結された場合、職員は、第46条に規定する勤務時間について、1日7時間45分を標準として、当番日を除き、本人の選択する時間帯において勤務することができる。ただし、始業時間については午前8時00分から午前11時00分までの間に、終業時間は午後4時00分から午後8時00分までの間に設定するものとする。

- 2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、コアタイム、当番日の設定など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

(特別の形態による勤務・変形労働時間制度)

第54条の2 附属病院その他事業運営上の必要から、交替制勤務、変形労働時間制等特別の形態によって勤務する必要のある部局等における職員の休日及び勤務時間の割振りについては、別に定める。

(災害等臨時の必要がある場合の時間外・休日の勤務)

第55条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、労基法第33条第1項の規定に基づきその必要の限度において、時間外又は休日に勤務することを命じられることがある。

(時間外、休日労働)

第56条 労基法第36条の規定に基づく協定が締結された場合において、本学は、業務上必要があるときは、関係する職員に対してその勤務時間を延長し、又は休日において職務に従事させことがある。

(妊娠婦である職員の特例)

第57条 学長は、妊娠中及び産後1年を経過しない職員(以下「妊娠婦」という。)が請求したときは、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務(以下「深夜勤務」という。)又は勤務時間外若しくは休日に勤務をさせてはならない。

(育児・介護を行う職員の特例)

第58条 学長は、3歳に満たない子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員から請求があつたときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、勤務時間外に勤務をさせてはならない。

- 2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員が請求したときは、本学の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

- 3 学長は、前項に掲げる職員から請求があつたときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて勤務時間外に勤務をさせてはならない。

第2節 休暇等

(有給休暇)

第59条 有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第60条 職員は、一の年ごとに20日の年次有給休暇を取得することができる。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者(第3項から第5項までで定める者を除く。)又は任期が満了することにより退職する者については、別表第2の左欄に掲げる在職期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)とする。

- 2 年次有給休暇は、40日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 国家公務員、地方公務員等(以下「国家公務員等」という。)から引き続き本学の職員となった者(次項に掲げる者を除く。)については、20日に当該前年の年次有給休暇の残り(当該日数が40日を超える場合は40日)を加えた日数から、職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じた日数とする。ただし、当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数とする。
- 4 当該年の中途において国家公務員等となり、その後引き続き本学の職員となった者については、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、引き続き職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。
- 5 非常勤職員(国立大学法人金沢大学非常勤就業規則の適用を受けていた者に限る。)から引き続き職員となった者の非常勤職員として付与された年次有給休暇の取扱いについては別に定める。
- 6 第65条第2項の育児短時間勤務の適用を受ける職員の年次有給休暇については一の年ごとに、当該年の在職期間及び1週間の勤務日数に応じ、別表第2の2に掲げる日数とする。
- 7 年次有給休暇は、原則として、日を単位として付与する。職員は、法定付与日数を超える年次有給休暇及び繰越分については、時間を単位として取得することができる。  
(病気休暇)

第61条 職員は、傷病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を請求することができる。

- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。
- 3 病気休暇は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 4 連続する8日以上の期間(当該期間における休日、代休日以外の日数が4日以上である期間に限る。)の病気休暇(次の各号に掲げる事由による病気休暇を除く。以下「特定病気休暇」という。)を取得した職員が通常勤務可能となり、可能となった日から起算して6か月に達するまでの間(以下「同一通算期間」という。)に、同一傷病により再度特定病気休暇を取得した場合は、当該傷病に係る特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
  - (1) 第63条の定めによるもの
  - (2) 業務上負傷し若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかったことによるもの
  - (3) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分におけるA又はBの指導区分の決定に応じた事後措置によるもの
- 5 前項に規定する「6か月」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。
  - (1) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてAの指導区分の決定を受けた期間及びBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間
  - (2) 第59条による休暇及び第50条から第52条による休日等により、連続30日以上の勤務実績がない期間
  - (3) 第12条第1項第1号から第10号までの規定による休職期間
- 6 第4項に規定する同一通算期間に再度特定病気休暇を取得した場合は、当該再度の特定病気休暇から通常勤務可能となった日を当該特定病気休暇に係る同一通算期間の新たな起算日とする。
- 7 療養期間中の休日等(第50条から第52条に定める休日等をいう。)及びその他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第4項及び前項の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 第4項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。  
(特別休暇)

第62条 職員は、別表第3の左欄に掲げる項目に該当する特別の事由により、勤務しないことが相當であると認められるときは、それぞれ同表右欄に掲げる期間を特別休暇として請求することができる。

- 2 特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位とする。

3 特別休暇(別表第3第11号, 第12号, 第15号及び第16号に掲げるものを除く。)は, あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし, やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には, その事由を付して事後において承認を求めることができる。

4 特別休暇(別表第3第11号, 第12号, 第15号及び第16号に掲げるものに限る。)の請求手続は別に定める。

(生理日の就業が著しく困難な場合)

第63条 生理日の就業が著しく困難な職員が休暇を請求した場合は, 学長は, その者を勤務させない。

2 前項の休暇は, 病気休暇とする。

(規程への委任)

第64条 勤務時間及び休暇等について必要な事項は, 国立大学法人金沢大学職員勤務時間規程に定める。

### 第3節 休業

(育児休業)

第65条 職員のうち, 3歳に満たない子の養育を必要とする者は, 学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち, 小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は, 学長に申し出て育児短時間勤務又は部分休業の適用を受けることができる。

3 前2項に規定する休業等について必要な事項は, 国立大学法人金沢大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業)

第66条 傷病のため介護をする家族を有する職員は, 学長に申し出て介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は, 国立大学法人金沢大学職員の介護休業等に関する規程に定める。(自己啓発等休業)

第66条の2 職員のうち, 自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業を希望する者は, 学長に申し出て自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業について必要な事項は, 国立大学法人金沢大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。

## 第6章 研修・出張, 知的財産権

(研修)

第67条 職員は, その職責を遂行するため, 絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 職員には, 業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため, 研修を受ける機会が与えられなければならない。

3 学長は, 職員の研修について, 研修を奨励するための方策その他研修に関する計画を樹立し, その実施に努めなければならない。

4 教育職員は, 本務に支障のない限り, 所属長の承認を得て, 勤務場所を離れて研修を行うことができる。

5 教育職員以外の職員は, 業務に関連し, 国・学協会等の主催する講習会等に参加する場合, 本務に支障がない限り, 所属長の承認を得て, 勤務場所を離れて研修を行うことができる。

6 職員の研修について必要な事項は, 国立大学法人金沢大学職員研修規程に定める。

(出張と研修)

第68条 職員は, 業務上必要がある場合は, 出張を命ぜられる。出張を命ぜられた職員が帰任したときは, 速やかに, 復命しなければならない。

2 旅費に関する必要な事項は, 国立大学法人金沢大学職員旅費規程に定める。

3 前条第4項の研修にあって, 旅費が支給されない旅行は, 研修出張として扱う。

4 前条第5項の研修にあって, 旅費が支給されない旅行は, 自己啓発研修として扱う。

(サバティカル研修)

第68条の2 教育職員は, 学長の承認を得て, 研究専念期間(以下「サバティカル研修」という。)を取得することができる。

2 サバティカル研修中に, 研修場所を離れて調査研究をする場合は, 必要に応じて出張又は研修の手続きを経るものとする。

3 サバティカル研修に関し必要な事項は, 国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程に定める。

(知的財産権)

第69条 本学は、職員がその性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学における職員の現在又は過去の職務に属する発明について、特許を受ける権利を職員(以下「発明者」という。)から承継する。

2 本学は、前項の発明者の貢献を評価するとともに、利益を得たときは、発明者に対し相当の補償を行う。

3 その他知的財産権について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職務発明取扱規程に定める。

(研究成果有体物)

第70条 職員によって本学において職務上得られた研究成果有体物は、別段の定めがない限り、本学に帰属する。

2 本学は、前項の研究成果有体物について、有償で譲渡がなされた場合、開発した職員の貢献を評価するとともに、当該職員に対し相当の補償を行う。

3 その他研究成果有体物について必要な事項は、金沢大学研究成果有体物取扱規程に定める。

## 第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第71条 職員が、本学の業務等に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合又はこれに相当すると認められる場合は、表彰する。

2 表彰について必要な事項は、国立大学法人金沢大学表彰規程に定める。

(懲戒)

第72条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

(1) この規則その他本学の定める諸規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反した場合

(3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

(4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合

(5) 刑法上の犯罪に該当する行為があつた場合

(6) 重大な経歴詐称をした場合

(7) 本学の信用を失墜する行為を行つた場合

(8) 職務上の地位を利用して、外部の者から金品等のもてなしを受けた場合

(9) 前各号に準ずる行為があつた場合

2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 講(けん)責 始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させるほか、一定の期間給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1以内を、処分が2回以上にわたる場合においても、その総額が一給与支払期における10分の1以内で行う。

(3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、一定の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

(4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。

(5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

3 管理監督下にある職員が懲戒に該当する行為があつたときは、当該管理監督者は、監督責任により懲戒を受けることがある。

4 職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員懲戒規程に定める。

(訓告等)

第73条 懲戒処分の必要がない職員についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、厳重注意又は注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第74条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えたときは、本学は、懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させる。

## 第8章 安全衛生及び災害補償等

(安全衛生)

第75条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 角間地区事業場、宝町・鶴間地区事業場、宝町地区事業場(附属病院)、平和町地区事業場に安全衛生委員会を設置する。

4 職員の安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程に定める。  
(災害補償)

第 76 条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、これらの各補償給付を受ける。

(通勤災害)

第 77 条 通勤途上における災害については、労災保険法の定めるところにより、同法の各給付を受ける。  
(健康診断)

第 78 条 職員に対して採用時の健康診断及び毎年1回(労働安全衛生法等に定められた者については毎年2回以上)の定期健康診断を行う。

- 2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目について健康診断を行う。
- 3 職員は、正当な理由がなく本学が行う健康診断を拒んではならない。ただし、他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合は、この限りでない。
- 4 健康診断の結果については、各職員に通知する。学長は、健康診断の結果により、必要があると認めるときは、職員に対し、就業時間の短縮、職務の変更その他健康保持上必要とする措置を命ずることがある。

#### 第 9 章 雜則

(宿舎の利用)

第 79 条 職員の宿舎の利用については、国立大学法人法附則第 13 条及び関連する規定の定めるところによる。

(法令との関係)

第 80 条 この規則の定める労働条件等が法令の定める労働条件等の基準に達しない場合、この規則の当該部分は適用されず、法令の定めるところによる。

(労働協約との関係)

第 81 条 この規則と異なる労働協約の適用を受ける職員については、この規則の当該部分は適用せず、労働協約の定めるところによる。

#### 附 則 (略)

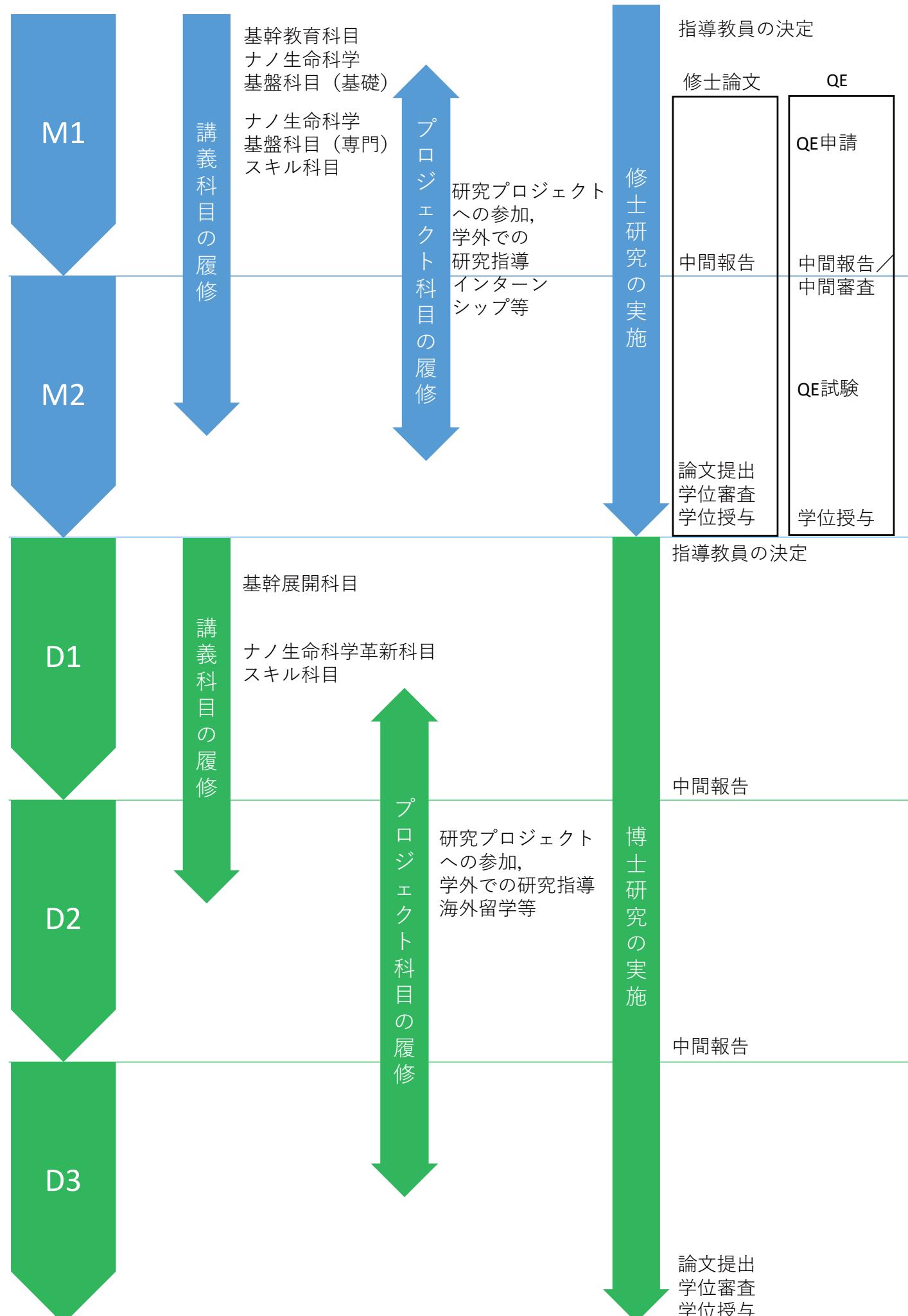
#### 附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 から別表第 3 まで (略)

# 履修スケジュール

# 【資料4】

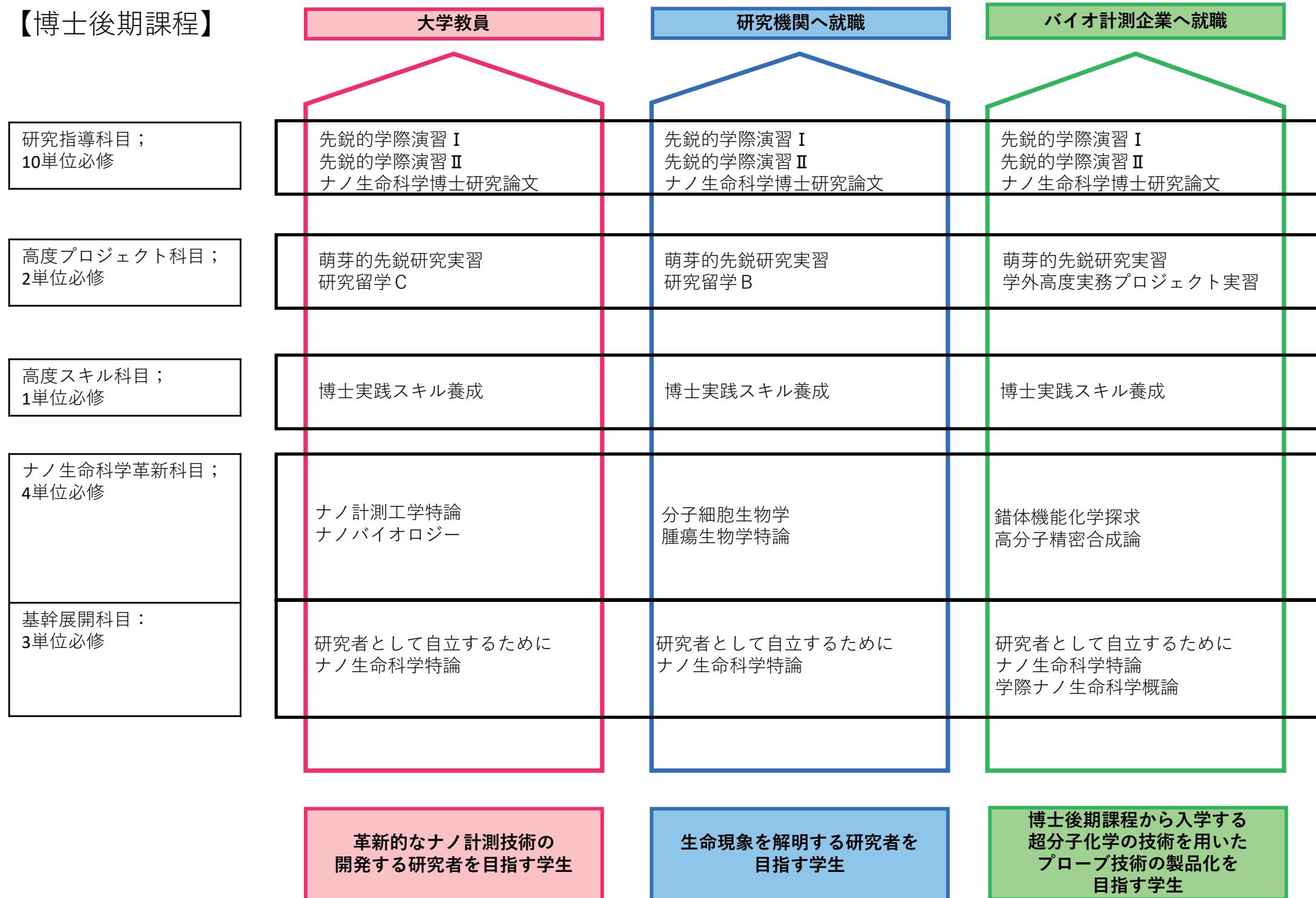


## 履修モデル

## 【博士前期課程】

	博士後期課程に進学	博士後期課程に進学	バイオ計測企業へ就職	
研究指導科目； (修士論文) 10単位必修 (QE) 6単位必修	創造的学際演習Ⅰ 創造的学際演習Ⅱ ナノ生命科学博士研究調査	創造的学際演習Ⅰ 創造的学際演習Ⅱ ナノ生命科学修士研究	創造的学際演習Ⅰ 創造的学際演習Ⅱ ナノ生命科学修士研究	
プロジェクト科目； 5単位必修	融合研究プロジェクト実習 萌芽的融合研究実習 学外研究プロジェクト実習	融合研究プロジェクト実習 萌芽的融合研究実習	融合研究プロジェクト実習 萌芽的融合研究実習 学外実務プロジェクト実習	
スキル科目； 1単位必修	博士研究スキル養成 博士論文スキル養成	博士研究スキル養成	博士研究スキル養成	
ナノ生命科学基礎科目	専門； ナノ計測2単位を含む6単位  基礎； 5単位必修	ナノ計測制御基礎論A, B ナノ生物物理学A, B 高分子材料合成化学 計算バイオ科学A, B  ナノ生命科学基礎, ナノ計測工学基礎, 超分子化学探求, 生命科学探求, 数理計算科学探求	ナノ生物物理学A, B ヒューマン分子生物学1, 2 計算バイオ化学A, B  ナノ生命科学基礎, ナノ計測工学基礎, 超分子化学探求, 生命科学探求, 数理計算科学探求	ナノ計測制御基礎論A, B 物質創成化学探求 錯体合成化学探求 高分子材料合成化学  ナノ生命科学基礎, ナノ計測工学基礎, 超分子化学探求, 生命科学探求, 数理計算科学探求
基幹教育科目： 2単位必修	科学史・科学哲学 研究者倫理 実践的データ分析・統計概論	科学史・科学哲学 研究者倫理	科学史・科学哲学 研究者倫理	
革新的なナノ計測技術の開発する研究者を目指す学生		生命現象を解明する研究者を目指す学生		
超分子化学の技術を用いたプローブ技術の製品化を目指す学生				

## 【博士後期課程】



## 【資料 6】

### ○金沢大学研究活動不正行為等防止規程

(平成 27 年 4 月 1 日規程第 2274 号)

#### (趣旨)

第1条 この規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)及び金沢大学研究者行動規範(平成 20 年 1 月 22 日制定)の趣旨を踏まえ、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第 12 条に基づき、金沢大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正防止に関し、必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 この規程は、研究活動が真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みであり、科学研究の実施が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることに鑑み、研究機関である本学が、組織として責任体制の確立による管理責任の明確化を図り、もって研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

#### (特定不正行為)

第3条 この規程において対象とする研究活動における不正行為(以下「特定不正行為」という。)とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によつて得られた結果等を真正でないものにすること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

#### (最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者は学長とする。

2 学長は、研究活動における行動指針を定めるとともに、次条に定める研究不正防止責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

#### (研究不正防止責任者)

第5条 本学における研究活動上の不正行為の防止等について総括するとともに、次条第 2 項に定める研究倫理教育を推進するため、研究不正防止責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

#### (研究倫理教育責任者)

第6条 各部局(金沢大学学則第 22 条第 1 項に規定する部局をいう。以下同じ。)に、研究倫理教育責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究活動に従事する者を対象に定期的に研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育(以下「研究倫理教育」と

いう。)を実施するとともに、当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し統括する。

- 3 研究倫理教育責任者は、前項に規定するもののほか、各研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、大学院の学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。また、学域学生に対しても研究者倫理に関する基礎的素養の修得に必要な研究倫理教育を受けることができるよう配慮しなければならない。
- 4 前2項に定める研究倫理教育には、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成(作成方法等を含む。)・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化、利益相反の考え方、守秘義務等、研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技術に関する項目を含めるものとする。
- 5 研究倫理教育責任者は、共同研究における当該部局の個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化すること並びに複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が当該部局に所属する場合は当該代表研究者が研究活動及び研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、当該部局に所属する若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるようメンターの配置等による適切な支援・助言等が行われる環境の整備に努めなければならない。

#### (本学研究者の責務)

第7条 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者(以下「本学研究者」という。)は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 本学研究者は、研究倫理活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。  
(研究データ等の保存・開示)

第8条 本学研究者は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究データ等は5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

#### (不正行為の禁止)

第9条 本学研究者は、特定不正行為を行ってはならない。また、他の学術雑誌等に既に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為も同様とする。

#### (研究不正調査責任者)

第10条 本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任者は、国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第6条に定めるコンプライアンス総括責任者(以下「コンプライアンス総括責任者」という。)とする。ただし、コンプライアンス総括責任者

が、告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する理事(以下「研究不正調査責任者」という。)とする。

(特定不正行為の受付窓口)

第11条 特定不正行為に関する告発(以下「告発」という。)又は告発の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)は、国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程第5条に定める窓口とする。

- 2 告発又は相談を受け付けた部署は、受付窓口に当該事案を回付するものとする。
- 3 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちにコンプライアンス総括責任者に報告するものとする。

(告発の取扱い)

第12条 告発は、顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により受付窓口に直接行うものとする。

- 2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。
- 4 コンプライアンス総括責任者は、受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知するものとする。ただし、匿名による告発については、この限りではない。
- 5 コンプライアンス総括責任者は、告発のあった事案が、本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知するものとする。
- 6 本学は、告発のあった事案について、ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は、調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

(相談への対応)

第13条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、研究不正調査責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、学長が特に必要と認めたときは、当該事案について調査を行うことがある。

(警告)

第14条 研究不正調査責任者は、特定不正行為が行われようとしている、若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学が被告発者の所属する機関でないときは、本学は被告発者の所属する機関に事案を回付するものとする。

(秘密保持)

第 15 条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した役員、職員、学生等も同様とする。

(例外的公表)

第 16 条 本学は、調査事案が何らかの事由により漏えいした場合(告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く。)は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

(告発者の保護)

第 17 条 本学は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第 18 条 何人も、被告発者を陥れること、被告発者が行う研究を妨害すること等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思(以下「悪意」という。)に基づく告発を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第 19 条 本学は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(調査関係者の保護)

第 20 条 学長は、告発者、被告発者、調査協力者若しくは関係者に連絡し、又は通知するときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不正疑惑報道等への対応)

第 21 条 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2 本学は、本学研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が掲示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

(事案の調査)

第22条 本学は、本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合(他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ。)は、原則として、告発された事案について調査を行う。

- 2 本学は、複数の機関に所属する本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合は、当該研究者が所属する関係機関と協議の上、合同で調査を行うものとする。ただし、協議の結果、特段の定めをした場合は、その定めによるものとする。
- 3 本学は、本学研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。
- 4 本学は、本学に以前に所属していた研究者が本学に所属していた期間における研究活動に係る告発が本学にあった場合は、当該研究者が現に所属する研究機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし、当該研究者が現に所属する機関がないときは、本学が調査を行うものとする。
- 5 本学は、前4項の規定に基づき誠実に調査を行ったにもかかわらず、調査の実施が極めて困難な状況にある場合は、告発された事案における研究活動に係る予算を配分し、又は措置した機関(以下「配分機関」という。)にその状況を報告するものとし、当該事案について、その配分機関が調査を行うときは、これに協力する。
- 6 本学は、特に必要があると認めるときは、他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施するまでの協力を求めることがある。

#### (予備調査)

第23条 本学は、告発を受け付けたときは、速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

- 2 予備調査は、研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、研究不正調査責任者をもって充てる。
- 4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査については、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為に係る事案として調査する必要性を調査する。
- 5 予備調査委員会は、特に必要があると認めたときは、証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 6 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本格的な調査(以下「本調査」という。)を行う。

- 7 本学は、予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。
- 8 前項に規定する場合において、本学は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る予算を配分機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示するものとする。
- 9 予備調査は、告発を受け付けた日(他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日)から概ね30日以内に終了するものとする。ただし、調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は、当該機関の調査に要する期間を加えることができる。
- 10 第6項及び第7項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、学長が行う。

(本調査)

第24条 学長は、前条第6項に規定する本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にこの旨を報告する。

- 2 前項に規定する場合において、被告発者が本学以外の機関に所属するときは、併せて当該機関に通知するものとする。
- 3 本学は、前条第6項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

(特定不正行為調査委員会)

第25条 学長は、本調査の実施を決定したときは、本学に特定不正行為調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置する。

- 2 本調査委員会は、当該事案の調査に関し、関係する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の保全及び提出を求めるここと、関係者から事情を聴取すること、再実験を要請すること等必要な権限を有する。
- 3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 研究不正調査責任者
  - (2) 学長が指名する役職員 若干名
  - (3) 外部有識者 2名以上
- 4 前項第3号の委員の数は、委員の総数の二分の一以上とする。
- 5 本調査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 7 本調査委員会は、当該事案の調査が終了したときは、直ちに調査結果を学長に報告するものとする。
- 8 本調査委員会は、第33条第1項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基

づく審査等を行う場合は、当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了するものとする。

(本調査委員会委員の通知)

第 26 条 学長は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(異議申し立て)

第 27 条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から 7 日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。

- 2 学長は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、当該委員の交代又は解任を行うものとする。
- 3 学長は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査方法)

第 28 条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。

- 2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
- 3 第 1 項の再実験を行う場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に關し、本調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、本調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
- 4 本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、本学は当該機関に調査の協力を要請するものとする。
- 5 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に關連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。
- 6 本調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 7 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に關係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

第 29 条 本調査委員会は、本調査に当たり、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

- 2 前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは、本学は、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。

- 3 本学は、前2項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、学長が特に必要があると認めたときは、告発に関する研究活動の停止を命じることがある。

(被告発者の説明責任)

第30条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第31条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。

- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね150日以内に行うものとする。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。
- 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。
- 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 本調査委員会は、第1項、第3項及び第4項の認定を行ったときは、直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。

(認定の判断基準)

第32条 前条第1項の認定に当たっては、本調査委員会は、第30条に定める被告発者の説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

- 2 前項の判断に当たっては、被告発者の研究体制、データチェックの仕方等、様々な観点から客観的な不正行為の事実、故意性等について、十分に検討するものとする。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為があったものと認定するものとする。
- 4 被告発者が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来、存在すべきであると本調査委員会が判断する基本的な要素の不足により特定不正行為であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき(被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事由によりその基本的な要素を十分

に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると本調査委員会が認める場合並びに生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。)も前項と同様とする。

(調査結果等の通知等)

第33条 学長は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外の者で、特定不正行為に関与したと認定したもの)を含む。以下同じ。)に通知する。

- 2 被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知するものとする。
- 3 学長は、前2項に定めるもののほか、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。
- 4 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合で、告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは、当該所属機関にその旨を通知する。
- 5 学長は、告発に係る研究活動の配分機関から請求があった場合は、調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行うものとする。

(不服申立て)

第34条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服を学長に申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

(不服申立ての審査)

第35条 前条第1項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、不服申立てについて、本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは、調査委員を交代若しくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者(以下「本調査委員会等」という。)は、特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査の必要性を速やかに判断するものとする。
- 4 本調査委員会等は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下することを決定したときは、その旨を直ちに学長に報告するものとする。

- 5 本調査委員会等は、第3項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定したときは、被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求めるものとする。
- 6 前項に規定する場合において、被告発者の協力を得られない場合は、本調査委員会等は再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、審査を打ち切ったときは、その旨を直ちに学長に報告する。
- 7 本調査委員会等は、第5項の再調査を開始したときは、再調査を開始した日から概ね50日以内に審査結果を決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。
- 8 本調査委員会等は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合は、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね30日以内に調査し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。
- 9 本学は、不服の申立てが当該事案の引き伸ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないものとする。

(不服申立てに係る関係者への通知等)

第36条 学長は、第34条第1項に規定する不服申立てがあったときは、その旨を告発者又は被告発者に通知し、並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

- 2 学長は、前条第4項及び第5項に規定する報告に基づく決定を行ったときは、その旨を被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 学長は、前条第7項の審査結果を被告発者、被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第37条 学長は、本調査委員会の調査の結果、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに公表するものとする。

- 2 学長は、特定不正行為が行われなかつたと認定したときは、公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表するものとする。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによるものとする。
  - (1) 第1項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- (2) 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- (3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により学長が特に必要があると認めたときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(特定不正行為認定後の措置)

第38条 学長は、特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学研究者の場合は、国立大学法人金沢大学就業規則等(以下「規則等」という。)に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。

(研究費の使用中止)

第39条 学長は、特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。

(悪意に基づく告発者への措置)

第40条 学長は、特定行不正行為が行われていないと認定した場合であって、告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは、告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。

(雑則)

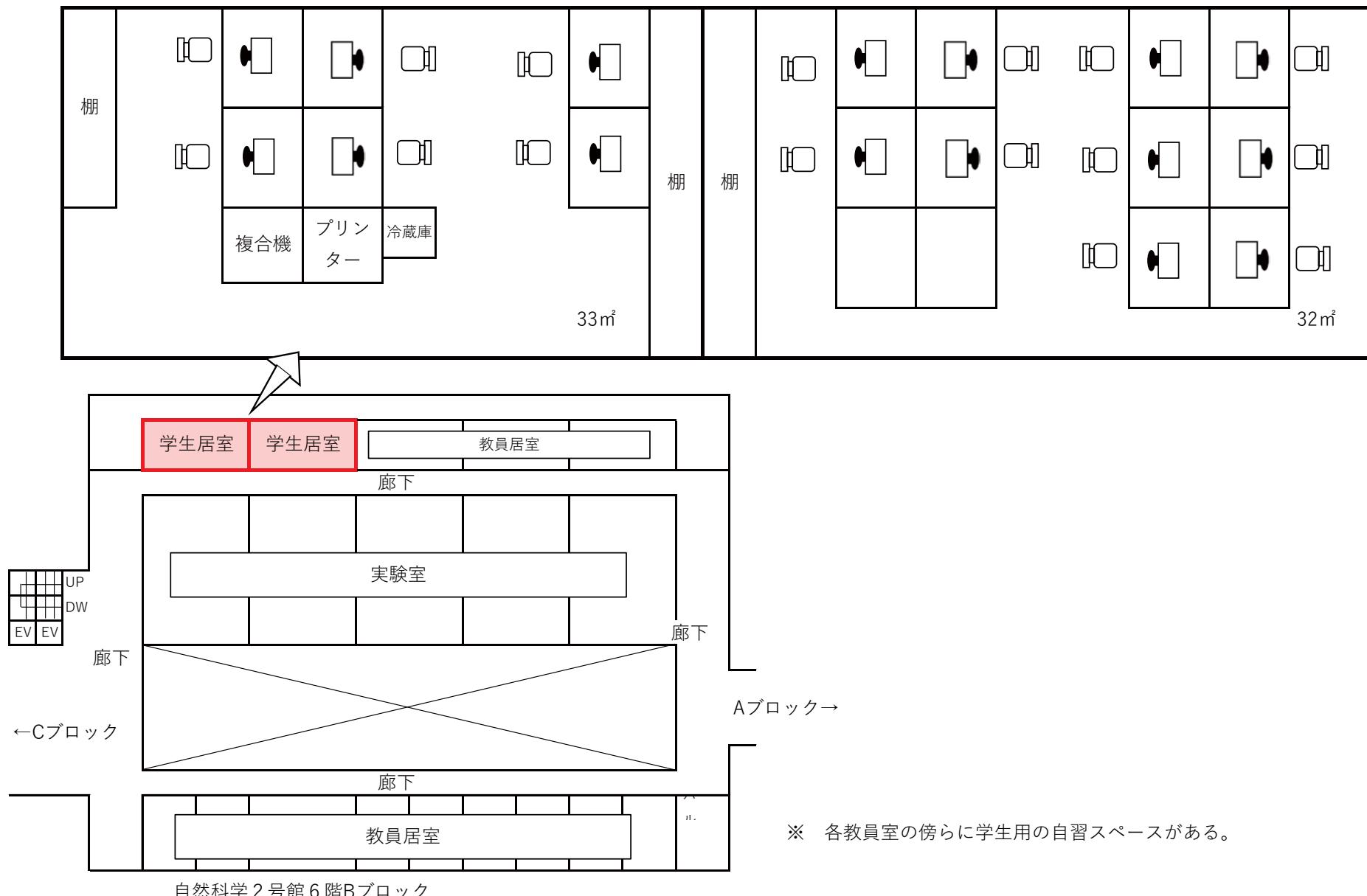
第41条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は学長が別に定める。

## 附 則

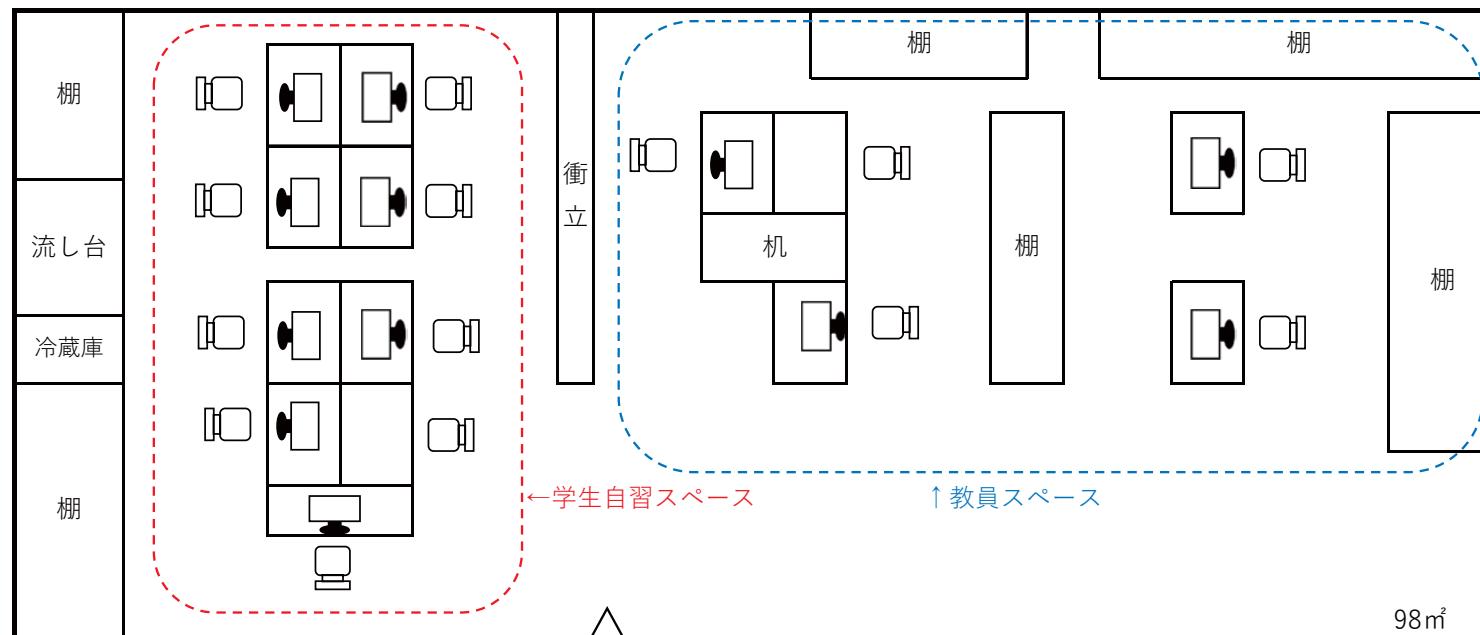
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 【資料7】

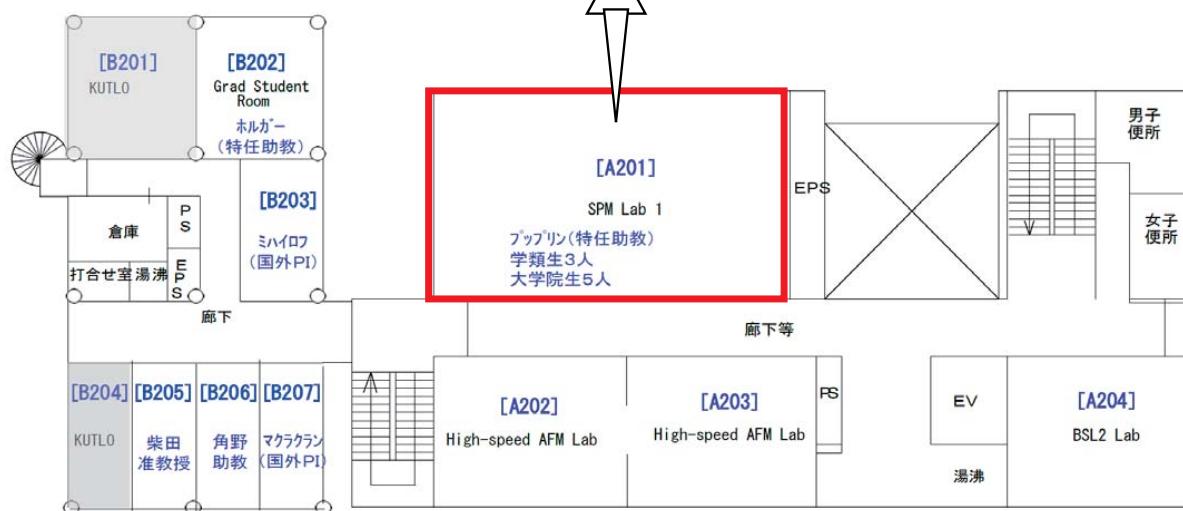
研究室（自習室）の見取図（自然科学2号館6階Bブロック）



## 研究室（自習室）の見取図（ナノ生命科学研究所棟2階）



※ 各教員室の傍らに学生用の自習スペースがある。



ナノ生命科学研究棟2階